

集団的自衛権について

JJ1SXA/池

今、憲法改正問題と共に、集団的自衛権の問題で、新聞やテレビが騒がしい、私のような法律の素人には良くわからない。

良くわからないので、新聞やテレビは偏向報道は避けてもらいたい、法律の素人は、それらの報道から知識を得ている、偏向報道による偏った知識を植えつけられることは困ります。

放送法第4条第2項には、「政治的に公平であること」、第3項には、「報道は事実をまげないですること」、第4項には、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」との条文があります。

これが、守られていないケースは良く見かけます、特に第4項関係、「意見が対立している問題については、…」について、一方の論客だけ登場させ意見を述べさせるのは、日常茶飯事の感があります。

憲法問題や集団的自衛権の問題については多くの国民が注視するところです、司会者から「…問題に詳しい、あるいは、…問題の専門家」の誰々先生と紹介されて登場する人達の話は、結構すんなりと、視聴者の脳に入っていきます、しかし、その人と対極にある人達の意見(むしろこっちの意見が大勢を占めている)ケースが多すぎます、明らかに、第4項違反です、これが民放では無く、聴取料を取っているNHKとなれば、とんでもない話ですが、結構まかり通っているようです。

先日、HHKの憲法についての解説番組で、男性アナウンサーが、「憲法は国家権力を縛るものであり、一般の法律は個人を規制するもので、ここが、憲法と一般の法律の違いだ」と明確に断定した話をしていたが、護憲を主張する人達と同じ論調である、おおまかにはそのような分類も間違いではないのかもしれませんが、憲法にも個人を規制する条文もあるし、一般の法律である「国会法」は国家権力を縛るものです、このような説明はまったく無しで、一方的に断定的な解説は一寸納得がいかない。

さて本題の「集団的自衛権」の問題ですが、政治家や学者の先生方が、侃々諤々意見を述べているが、わかりにくい。

政府見解(これがわが国における一般見解のようだが)、…「他国が攻撃を受けている場合に、「自国が攻撃を受けていないにもかかわらず」自衛権を行使する権利…となっているようです。

国連憲章の第51条では、…他の国家が武力攻撃を受けた場合に直接に攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う国際法上の権利…となっているようで、国連加盟国には、個別的自衛権と共に認められている権利だそうです。

国連加盟国である日本が、認められている集団的自衛権を行使できないのは、異常だ、憲法解釈だけで駄目なら、憲法を改正するしか無いのか？

今、中国は、尖閣諸島の領海、領空を脅かしている、武力による威嚇と言っても過言ではない、この脅威に対して、わが国は専守防衛などと、たわけた状態。

「専守防衛」は、防衛上の必要があっても相手国に先制攻撃を行わず、侵攻してきた敵を自国の領域において軍事力(防衛力)を以って撃退する方針のことを意味する。
…(ウイキペディア)

つまり、敵が我が国に上陸して初めて発動される防衛行動のことを専守防衛というようだ、我が国内が「戦場」になったときは、とくに我が国が崩壊して既に防衛できなくなっているのでは無いか。

その前の段階で、日米安保条約に基づき米軍が対応してくれることに期待だが、日本のために、敵の攻撃を受けている米軍を援護できないというのは、異常、そんなことで、米軍は一生懸命やれるか、逆の立場で考えてみると良い。

尖閣諸島付近の領海侵犯を犯している中国公船は、海洋監視船の海監、漁業監視船の漁政に変わり海警になった(組織が変わったことによる)。

TV ニュースを見ていると、領空侵犯に対しては戦闘機がスクランブル発進で事にあたるのに、領海侵犯に対しては、巡視船が退去要求を行っているものの、もっと積極的に追い払えばよいのにと、歯痒い感がありますが、領空侵犯は、無線による警告・警告射撃・強制着陸・撃墜といった措置が法的定めですが、領海侵犯は、「国連海洋法条約」で直ちに退去することを要求できると定められているが、退去要求に従わない場合に執りうる措置などの具体的内容は、国連海洋法条約には規定されておらず、「国際慣習法」によるものとされていて、こちらでは、退去要求に従わない場合、警告射撃等を実施できるとなっています、もちろん武力攻撃と認められる場合は、当初より自衛権行使としての武力行使をもって対処することができます。

「専守防衛」も「集団的自衛権の行使」も、共に憲法が足枷になっているようです、専守防衛など一見格好良いようですが、相手国が日本の国土に上陸するまで防衛命令が発令されないようでは、何を考えていると言いたい、かつて原爆が投下される直前の、本土決戦あるのみといきまっていた時点では、制空権も制海権も失われ、ただただ亡国を待つのみだったのは、火を見るよりも明らかであった、同じ状況はごめんだ。

憲法改正に頑なに反対する人もいるが、降りかかる火の粉を払うのに、憲法を含め国内法が許さないのはおかしい、かつて「強盗に入ると言っているのに戸締りをしない国がどこにある」と、石原元都知事が言っていました、正にその通りだと思う。

先ず話し合いで平和的外交をとというのは民主主義国家、中国はそんな国では無い、そのことを認識しなければならない、国を守るのは、自分たち、この当たり前の原則を国民一人一人しっかり自覚するべきと考える、それを忘れた人達の考えは、理想論どころでは無く、ただの空論にしか過ぎないと思う。

(9, Aug, 2013 記)